北海道

公債費負担適正化計画

令和８年６月

北　海　道

第１　計画の趣旨

道においては、令和７年度の実質公債費比率が 20.0%となったこと、また、令和８年度については 20.9%となる見込み（当初予算等に基づく試算）であることから、引き続き地方債の許可を受けるに当たって、公債費負担の適正な管理を行うため、新たな公債費負担適正化計画を策定するもの。

（１）これまでの取組

道においては、これまで厳しい財政状況が続く中、「新たな行財政改革の取組み」（平成 18 年 2 月策定）や、「行財政運営方針」（平成 28 年 3 月策定）、「行財政運営の基本方針」（令和 3 年 3 月策定）を策定し、財政健全化を進めるとともに、平成 18 年度～27 年度及び平成 28 年度～令和７年度の２度にわたって公債費負担適正化計画を策定し、中長期的な公債費負担の適正化を図ってきた。

（２）前計画期間中の成果

前計画期間（平成 28 年度～令和 7 年度）においては、「行財政運営方針」及び「行財政運営の基本方針」に基づき、新規道債発行の可能な限りの抑制や、減債基金の積戻しなどに取り組んだ。

新規道債発行については、道民の安全・安心な暮らしを守るために必要な防災・減災、国土強靱化の対策に要する国補正予算関連等の発行額が増加した一方で、国の施策に連動する事業を除いた通常債については、物価高や人件費の上昇が続く中においても発行額を一定程度抑制した。

（参考１：新規道債発行額の推移）

参考１：新規道債発行額の推移

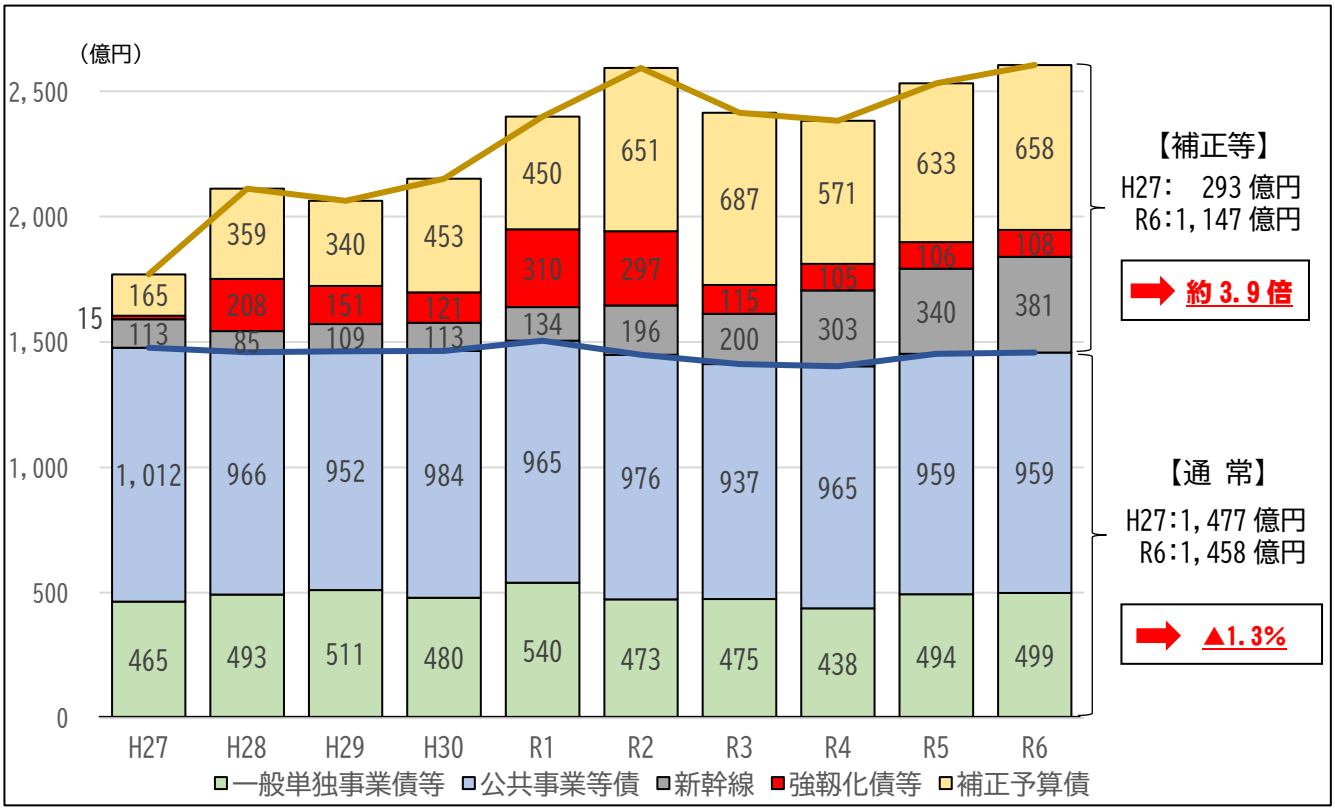

また、実質公債費比率を高止まりさせる主な要因の１つである減債基金の積立留保額は 2,530 億円に上っていたが、令和３年度以降、年間を通じた経費節減等を活用した減債基金の積戻しを行い、加えて令和４年度からは当初予算における計画的な積戻し（各年度 30 億円）も行っている。この結果、令和７年度までに累計で 340 億円を積み戻し、令和７年度末の積立留保額は 2,190 億円となっている。（参考２：減債基金の積立留保額の推移）

さらに、令和８年度当初予算からは、計画的な積戻し額をこれまでの 30 億円から 50 億円に増額し、取組を拡充している。

参考２：減債基金の積立留保額の推移

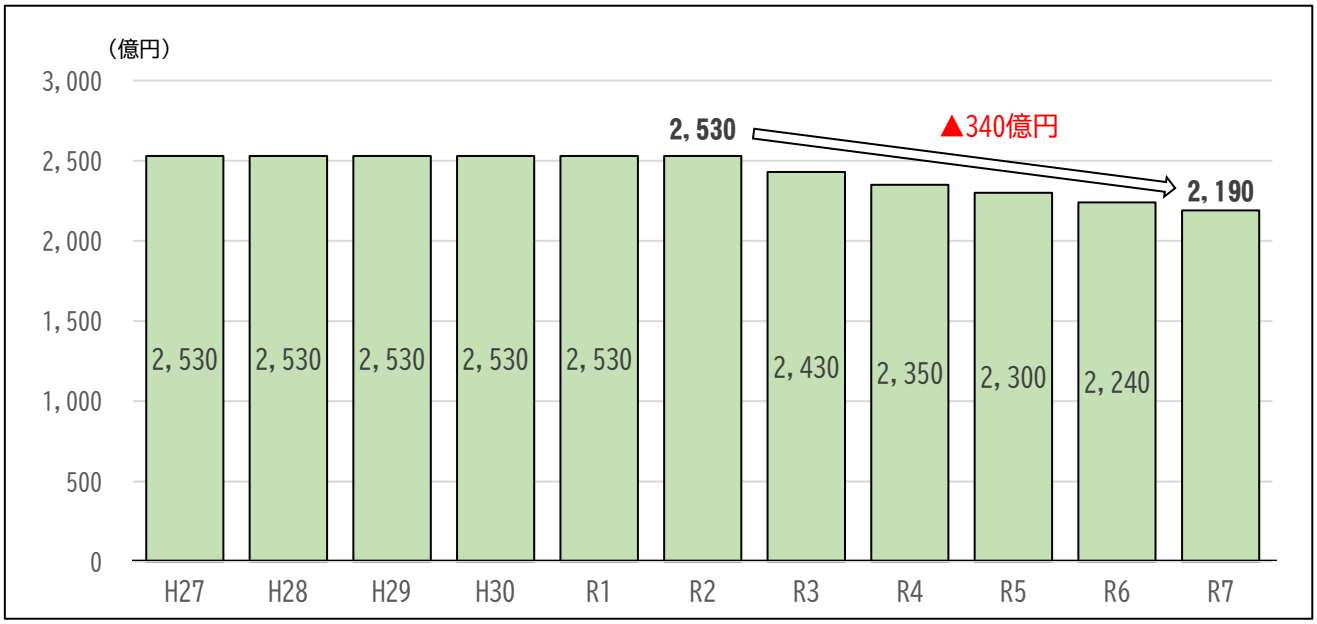

こうした取組などにより、前計画期間における実質公債費比率は、計画策定時の見通しに比べ、最大で 2.0 ポイント改善（令和６年度）したものの、引き続き地方財政法に基づく地方債の許可基準である 18%を上回る水準で推移している。（参考３：前計画における見通しと実績の比較）

参考３：前計画における見通しと実績の比較

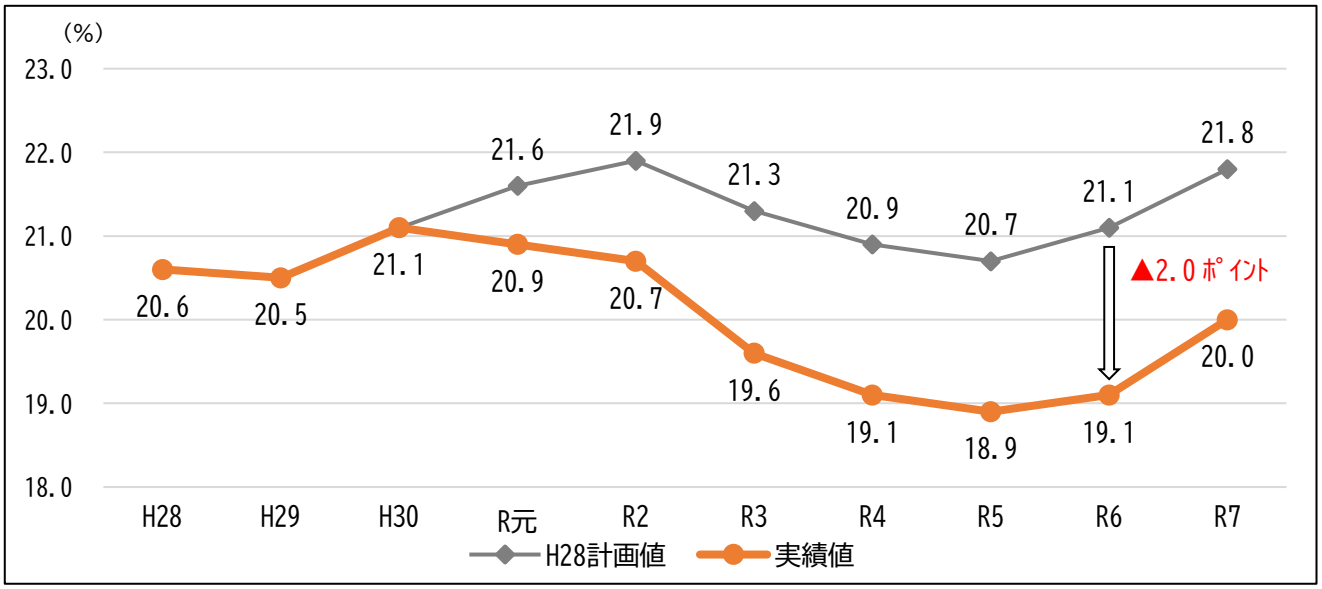

第２　計画期間

計画期間は、令和８年度から令和 22 年度までの 15 年間とする。

第３　実質公債費比率が 18%以上となった要因の分析

（１）道債発行額

道では、平成４年度以降、国の景気・経済対策に呼応して、公共事業や投資単独事業等を積極的に実施した際に多額の道債を発行したことに加え、収支不足を補塡するための財政健全化債（行政改革推進債）（平成 12 年度以降）や退職手当債の発行（平成 18 年度～令和元年度）のほか、平成 13 年度以降、地方交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられたことなどから、道債の発行額が高い水準で推移し、結果として道債償還費も高い水準にある。

また、面積が広大な本道は、管理すべきインフラなどの公共施設等が他県と比較して極めて多く、平成 30 年度以降、全国的に進められている国土強靭化等の投資的経費の負担が財政規模に対し過大となっており、その財源として多額の道債を発行していることから、実質公債費比率が高止まりする要因の１つとなっている。（参考４：標準財政規模に対する普通建設事業費の割合）

参考４：標準財政規模に対する普通建設事業費の割合

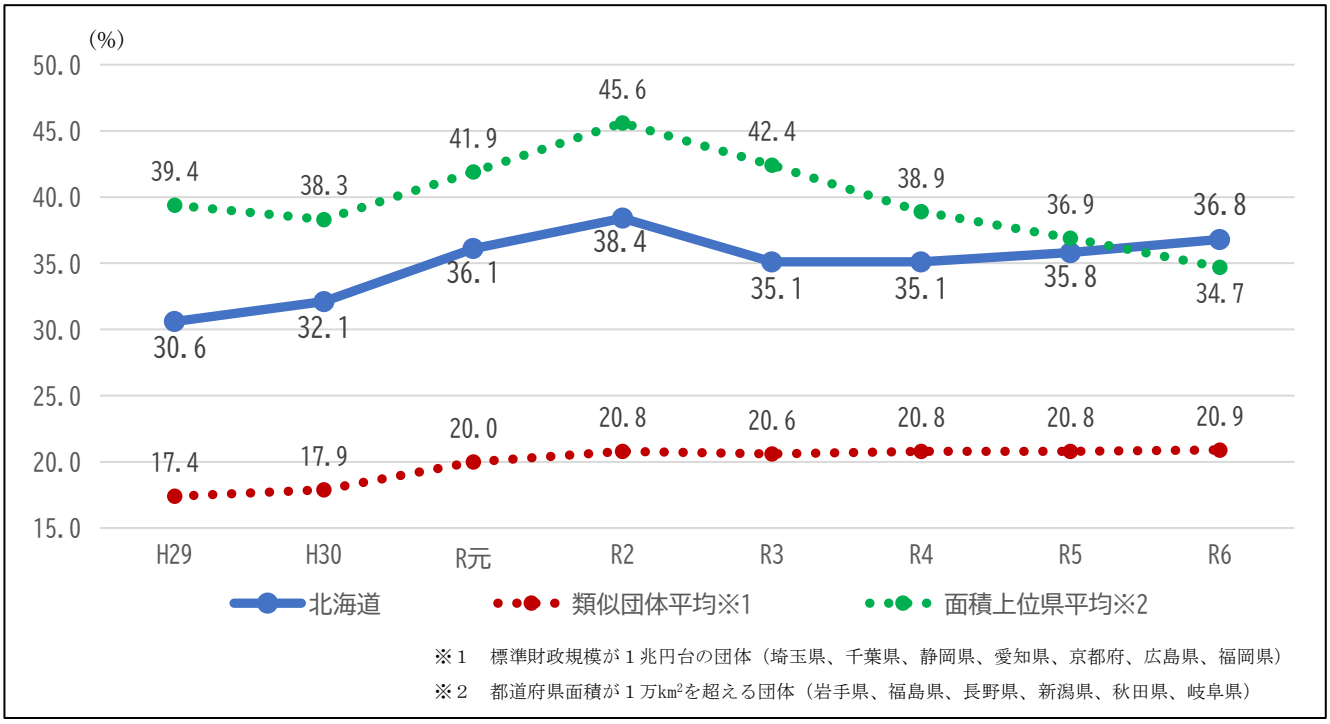

＜参考＞道の割合の詳細　　（単位：億円）

区　分	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
普通建設事業費 A	4,170	4,340	4,859	5,196	4,912	4,772	4,886	5,073
標準財政規模 B	13,619	13,523	13,446	13,537	13,984	13,588	13,645	13,781
割合(A/B)	30.6%	32.1%	36.1%	38.4%	35.1%	35.1%	35.8%	36.8%

（２）減債基金の積立留保

また、平成 14 年度から平成 26 年度まで、収支対策として減債基金の積立を一部留保してきたことなどにより、実質公債費比率の算定に用いる「積立不足額を考慮して算定した額」が非常に大きくなることも、要因の１つとなっている。

なお、この額の影響は、令和７年度算定ベースで、4.5 ポイントとなり、これを除いた本道の比率は 15.5%と、地方債の発行にあたって許可が必要となる基準である 18%を下回ることになる。

（参考５：積立不足額を考慮して算定した額の影響分析）

参考５：積立不足額を考慮して算定した額の影響分析　（単位：%）

	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	３カ年平均
実質公債費比率(単年度比率)　①	18.99	19.91	21.31	20.0
積立不足算定分　②	4.60	4.45	4.49	4.5
積立不足影響除き（①-②）	14.38	15.46	16.82	15.5

減債基金の積立留保は、緊急避難的な対策としてやむを得ず講じたものであるが、実質公債費比率が高止まりする最大の要因となっていることから、令和３年度以降、比率改善に向けて減債基金への積戻しを行っている。（第１（２）参照）

第４　実質公債費比率の適正管理のための取組

計画期間のうち、令和 12 年度までについては、令和８年３月に策定した「行財政運営の基本方針＜2026～2030＞」に基づき財政運営を行う。

なお、本計画においては、令和 13 年度以降についても、同様の取組を継続していくものとしている。

（１）今後の地方債発行等に係る基本方針

必要な社会資本整備にも配慮しつつ、投資的経費を抑制することなどを通じ、新規道債発行を可能な限り抑制する（令和７年度同水準）。

（２）減債基金への積戻しの強化

当初予算における計画的な積戻しの拡大（令和７年度：30 億円→令和８年度以降各年度：50 億円程度）のほか、年間の財政運営を通じた更なる積戻しを行っていく。

（３）低利資金の活用や資金調達方法の多様化

低利な公的資金の確保はもとより、市場環境等の状況を踏まえた調達年限の多様化や定時償還債の発行等により、金利負担を抑制し、公債費負担の適正化を進める。

（４）減債基金運用益の確保

減債基金における計画的な運用益の確保を図る。

第５　実質公債費比率の見通し

（１）実質公債費比率に関する目標設定

過去の大規模な景気対策実施に基づき発行した地方債の償還額の増加に伴い、当面指標の上昇は避けられない見通しであるが、中長期的に 18%未満を達成するため、本計画期間中において、第４に掲げる取組を実施することを通じ、過去の最高値(H23:24.1%)を上回らないよう取り組み、指標の着実なピークアウトを達成する。

（２）実質公債費比率の推移

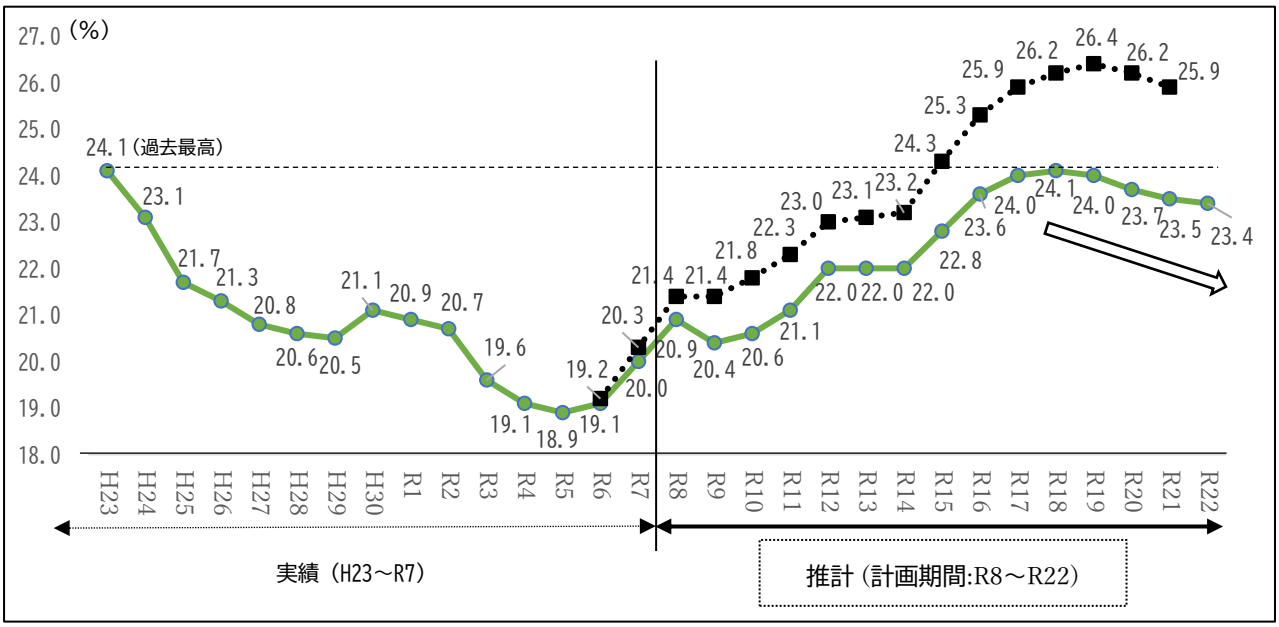

※　■はＲ３以降の減債基金への積戻し及びＲ８以降の取組み強化を行わなかった場合の推移（Ｒ７．１１月試算）